

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○ 「後期高齢者医療被保険者証」について

平成27年8月1日から有効の新しい被保険者証は、7月下旬に郵送、または窓口で交付していましたが、まだお手元に届いていない方がおられましたら、東通村税務住民課までお問い合わせください。

また、以前お使いの被保険者証は、東通村税務住民課に返還していただくか、裁断のうえ確実に破棄してください。（郵送による返還もできます。）

- 有効期限が平成29年7月31日と記載されている方でも、保険料の滞納等による納付相談が必要となる方、所得の更正及び世帯構成の変更等がある方につきましては、今後、有効期限や負担割合が変更となる場合があります。
- 負担割合は前年の収入や所得状況を基に決定しておりますので、以前お使いの被保険者証から負担割合が変更となっている場合があります。
- 他の市町村へ転出される場合は、現在お持ちの被保険者証をすみやかに東通村税務住民課へ返還してください。（新しい被保険者証は転出先の市町村から交付されます。）

○ ジェネリック医薬品のご紹介

先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に医薬品メーカーが製造・販売する「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」は、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、（先発医薬品と）同等の効能や効果が得られる」と認められた医薬品です。先発医薬品に比べて薬の値段が3割～5割程度安くなる可能性があります。ぜひジェネリック医薬品をご活用ください。なお、ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

※ ご不明な点は、東通村税務住民課国民健康保険グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合（TEL 017-721-3821）までお問い合わせください。

国民健康保険からのお知らせ

◇ 8月1日「高齢受給者証（70～74歳）」更新について

1. 高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。（7月末に新しい高齢受給者証を郵送しています）
2. 有効期限は、次の更新時期となる1年後の平成28年7月31日までです。
3. 古い高齢受給者証は返還不要ですので、各自で破棄してください。

◇ 特定健診を受けましょう！～受診料は無料ですが、保険証と受診券が必要です～

1. 定期的な健康診査により病気を早期に発見し、重症化を未然に防ぐことで、元気で長生きすることができ、医療費の負担も安くなります。
2. 受診は無料ですが、いきいき健康推進課に予約したうえで、保険証と受診券（国保、後期高齢者医療、協会けんぽ等が発行）を提出することが必要です。
3. 健診会場には、忘れずに保険証と受診券をお持ちください。

◇ 国民健康保険税は納期内に納めましょう！